

新耐震戸建住宅耐震改修工事助成事業のご案内

令和6年9月 江戸川区



Q.どのような制度ですか？

A.新耐震基準の住宅の耐震改修工事を行う方に、必要な費用の一部を助成する制度です。

Q.助成を受けるための要件(条件)はありますか？

A.「対象住宅」「申請者」それぞれに要件があります。

対象住宅の要件 ...以下の全てを満たす必要があります。

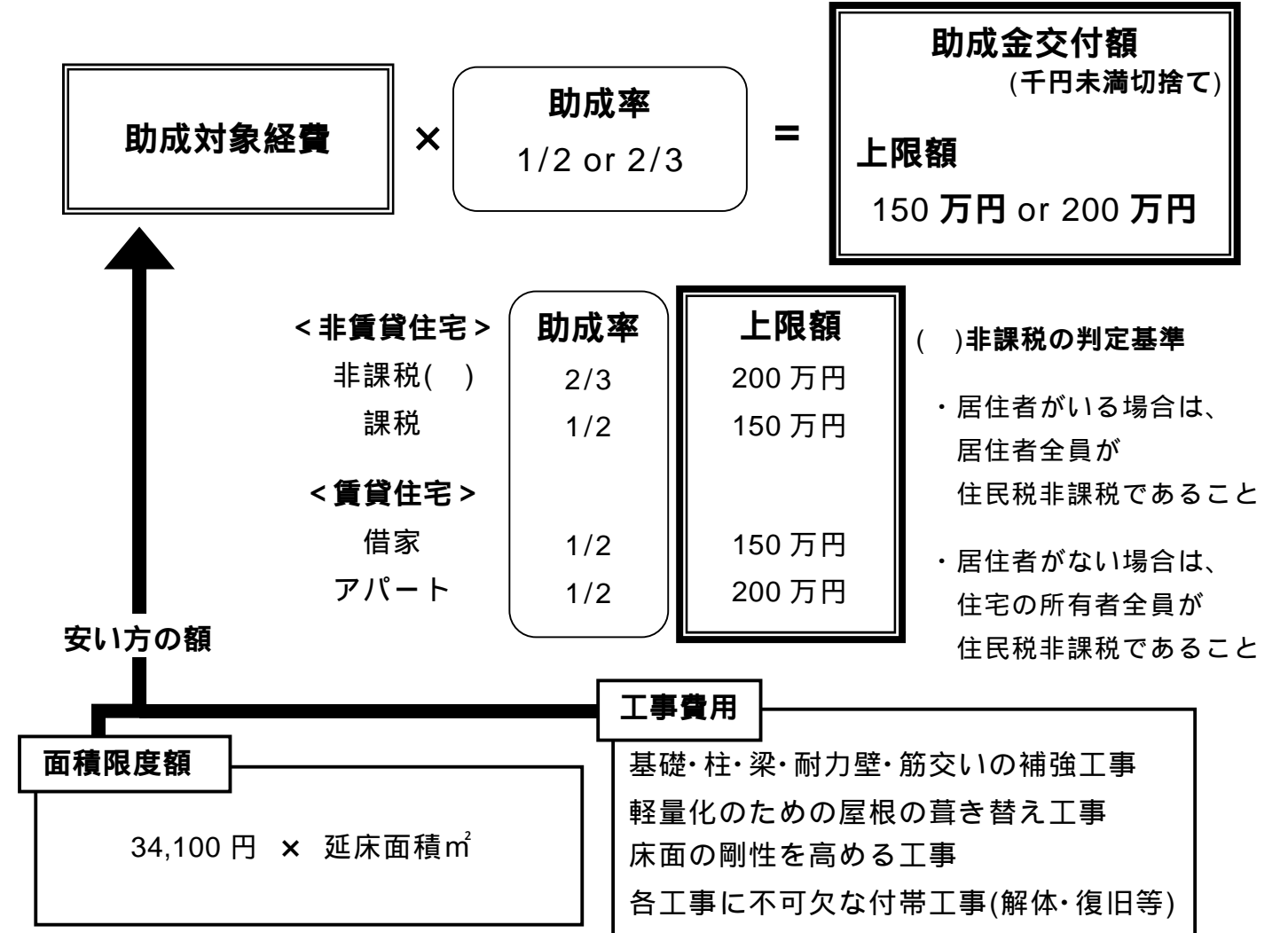
- 昭和56年6月1日～平成12年5月31日の新耐震基準で建築された住宅であること
- 建築確認を経て建築されたこと
- 店舗等がある場合は、その部分の面積が延べ面積の1/2未満であること
- 在来軸組構法の木造住宅であること
- 基礎がコンクリート造であること
- 平屋または2階建であること
- 所有者が個人であること(法人ではないこと)
- 違反建築ではないこと(違反建築の例：無接道など)
- 江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修設計等助成事業による耐震改修設計等が実施されたこと
- 過去に区の助成制度を利用した耐震改修工事が実施されたことがないこと

申請者の要件 ...以下の全てを満たす必要があります。

- 対象住宅の所有者または居住者であること
- 対象住宅の耐震改修工事を行うことについて、住宅の所有者・共有者及び居住者の全員の同意を得ていること
- 居住者が申請者となる場合は、住民票上の住所が江戸川区内にあること
- 耐震改修工事の費用を負担する者であること
- 売却等の目的で耐震改修設計等を行うものではないこと
- 住民税を滞納していないこと

Q.もらえる助成金はいくらですか？

A.助成金の交付額は、「助成対象経費」に「助成率」を乗じた額(千円未満切捨て)です。ただし、150万円または200万円の「上限額」があります。



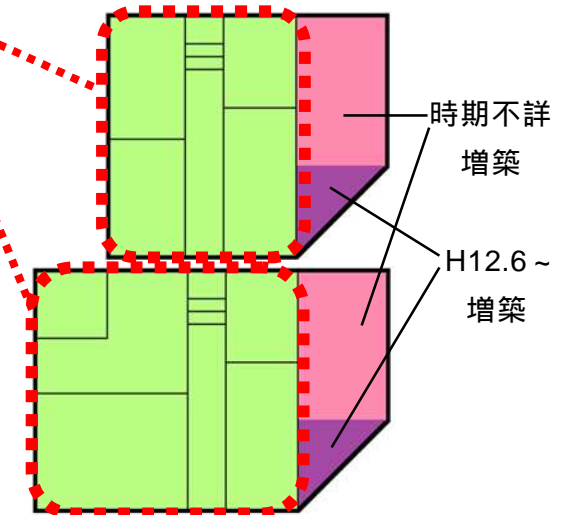
H12.6～の増改築部分がある場合、**対象部分**の費用のみが助成対象経費となります。

また、面積限度額も減額されます。

木造 34,100円 × 対象部分㎡

この他にも、助成対象経費が減額される場合があります。

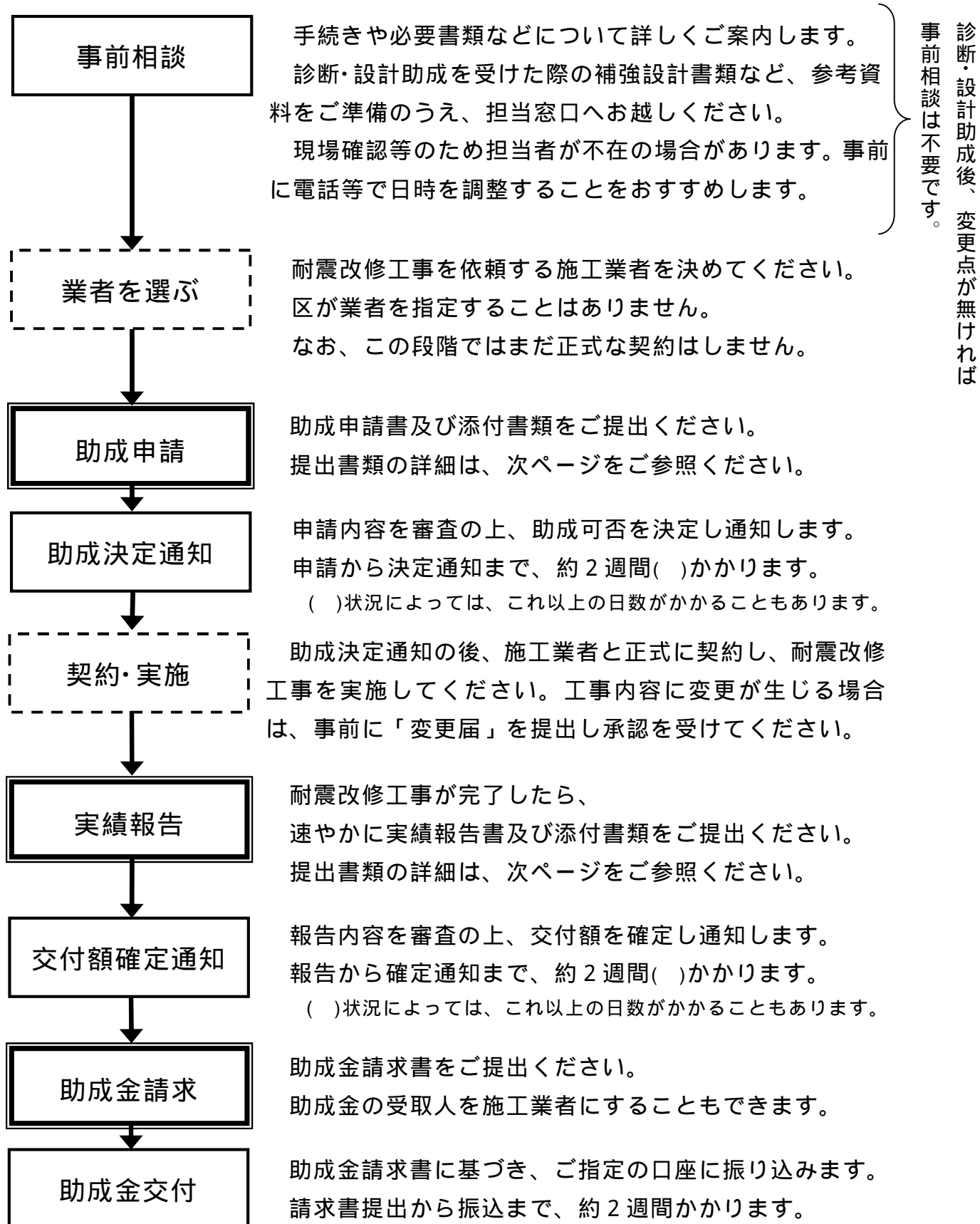
詳細についてはお問い合わせください。



Q.手続きの流れは？

A.以下のとおりです。

会計年度の都合上、各段階に締め切りを設けています。事前相談時にご確認ください。



Q.提出書類は？

A.以下のとおりです。

助成申請の際の提出書類

江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修工事助成申請書
江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修設計等助成事業の実績報告書 及び その添付書類
... 診断・設計助成の実績報告後、設計内容に変更が生じた場合のみ必要です。
申請者の住民票の写し 及び 住民税納税証明書
居住者全員の住民票の写し(世帯全員・続柄記載) 及び 住民税非課税証明書
... 居住者があり、その全員が住民税非課税である場合に必要です。
住宅の所有者全員の住民税非課税証明書
... 居住者がおらず、住宅所有者全員が住民税非課税である場合に必要です。
委任状 ... 本人またはその同居親族以外の者が来庁する場合に必要です。
建築確認済証の写し ... 耐震改修工事実施に建築確認を要する場合に必要です。
その他()

変更届の際の提出書類

江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修工事助成事業工事変更届
工事内容の変更後における想定総合評点 図書一式
工事内容の変更後における工事の経費概算(見積書)
工事内容の変更後における平面図

実績報告の際の提出書類

江戸川区新耐震戸建住宅耐震改修工事助成事業実績報告書
助成決定通知書の写し
耐震補強工事チェックシート
工事内容がわかる日付入りの写真(施行前・施工状況・完了、全箇所)
工事請負契約書の写し
工事請負代金の領収書の写し
その他()

<問合せ先>

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話 03-5662-6389(直通)